

平成31年度（平成30年度実施事業）行政評価の実施に向けて

1 実施方式

- (1) 内部評価（業務担当課による自己評価）
- (2) 外部評価（外部の方（行政改革推進委員及び外部評価委員）による評価）

2 実施形式

- (1) 事業評価票（A票）・事務事業評価票（B票）
- (2) 施策評価票（S票）

3 事業評価・事務事業評価の実施

(1) 対象の事業・事務事業

※ 各課等が所管する全ての事業を予算体系の「大事業」、それに連動する予算体系の「中事業」を事務事業とします。

ア 前年度の行政評価の対象事業・事務事業

イ ア以外で、市が行政評価の対象とする必要があるとする事業・事務事業

(2) 様式

ア 「協働」について言及する枠の追加の検討

➤ 「協働」は、行政改革指針の主テーマのためです。

イ 事務事業評価票に「昨年度行政評価結果の今年度予算反映状況」枠の追加の検討

➤ 例年は行政評価票とは別に作成していたものを様式に加えます。

ウ 事業評価票の最下部又は欄外に「総合計画担当課意見」、「財政担当課意見」及び「行政改革担当意見」枠の追加の検討

➤ 内部評価を自己評価だけでなく、各担当課の意見を入れることにより、行政評価の活用の向上を図ります。

エ 事務事業評価票の「今後の方向性」（拡充、改善・見直し、現状維持、縮小、休・廃止）について『現状維持』の廃止の検討

➤ 行政評価を活用し、PDCAサイクルをまわすため、何かしらの改善が前提となるものと考えます。

(3) その他

予算・決算との連動をより図るため、地方自治法第233条に基づき議会に報告する決算関係書類の「決算にかかる主要事業の成果」との連動を引き続き予定しています。

<裏面につづきます。>

4 施策評価の実施

(1) 対象の施策

ア 前度の行政評価の対象施策

イ ア以外で、市が行政評価の対象とする必要があるとする施策（取組）

※ 予算を伴わない施策（取組）、予算科目が複数にまたがる施策（取組）
等

(2) 様式

ア 「協働」について言及する枠の追加の検討

➤ 「協働」は、行政改革指針の主テーマのためです。